

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】

 - ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

- 【意見等】

 - ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	1	上下水道局(水道)		経営状況について	中長期の経営見通しとして、「収入については、給水収益は給水人口の減少等により微減で推移する。毎年度の人口減少は僅かであっても、今後20年間で累積すると3万人近い減少になると想定している。分担金収入も大規模な開発が減少し、マンション等の小規模開発による収入が中心となるため減少する。これらの収入の減少は経営を圧迫する大きな要因となると見込んでいる。また、収支については、宝塚市水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を実施しても赤字が続くと見込まれ、不透明な社会情勢による急激な動力費の高騰等の影響で更に厳しい経営状況となることも想定される。これらを踏まえ、現在、上下水道事業審議会において水道事業の在り方について諮問を行っており、料金改定を含めた水道事業の今後の在り方について慎重に検討を進めている。」旨の説明を受けました。 今後、水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えられます。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、料金改定に係る検討に当たっては、厚生労働省の基本的な方針における視点も考慮して取組を進めてください。	給水人口や大規模な開発の減少により、給水収益や分担金などの収益的収入が減少すると見込まれることから、収益構造の改善が必要であると認識しています。水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えられることから、更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、料金改定に係る検討に当たっては、厚生労働省の基本的な方針における視点も考慮して取組を進めていきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	2	上下水道局(水道)		兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について	平成28年度までの退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされていますが、特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 特別負担金については、「特別負担金の総額を在籍した各会計で年数按分する案で検討しており、令和4年度から調整したいと考えている。」旨の説明を受けました。 また、人事異動に伴う調整については、「市長部局、市立病院及び上下水道局の各担当課長により、特別負担金に対する調整と並行して、人事異動に伴う調整の協議を行っている。人事異動に伴う調整は、『退職時に在籍している会計で給付金を全額計上する』という前提に立ち、『異動時に異動する者の退職給付債務額(異動時の自己都合要支給額)を異動元会計から異動先会計に付け替える』及び『異動時に異動する者の負担金支払累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える』という2つの処理を行う案で検討しており、令和4年度から調整を実施できるよう、引き続き協議を進めたいと考えている。」旨の説明を受けました。 調整の方向性については理解しましたが、前回の調整から5年が経過しており、時間の経過に伴い調整すべき額が増加すると予測されます。調整に難航する場合は、他の調整方法もあることも認識の上、協議を進める必要があると考えます。調整においては、一般会計及び各公営企業会計の全てが影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させるおそれもあるため、少なくとも令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で合意まで到達し、将来に疑問を残さないよう、合意内容については必ず文書による確認をしてください。	特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整を早期に行う必要があると認識しています。令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で協議し、文書により確認します。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	3	上下水道局(水道)		宝塚市水道事業経営戦略について	中間見直し後の水道経営戦略において示された各数値及び実績値について取組状況を確認したところ、経営健全化に向けた取組については、令和3年度の実績額は中間見直し後の見込効果額をおおむね達成していました。ただし、前期5年間の経営健全化に向けた取組の達成率は50.4%であることに留意して今後の取組を進める必要があると考えます。投資計画については、管路更新・耐震化事業費における一部工事を令和4年度に繰越した等の要因により、投資計画額に対する実績額が大幅に下回っており、経営指標についても、多くの項目で実績値が令和3年度の指標に達していない状況です。 計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であると考えます。前期5年間同様、順調に進んでいるとは言えない現状を認識して、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取組を進めてください。	計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であり、順調に進んでいるとは言えないと認識しています。事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取り組みを進めています。
4	決算	4	上下水道局(水道)		臨時用水道料金に係る債権管理について	令和3年度末時点の臨時用水道料金の未収債権において、未收件数及び金額が12件、32万円の事案が発生しています。これは、「令和元年9月に、施工事業者から代理人である指定給水装置工事事業者を通じて臨時用水道施設の給水申込があり、臨時用水道料金の前納金7万円が納付された。住宅建築後の令和元年11月に入居者から一般用水道料金の使用開始届が提出されたが、臨時用水道料金から一般用水道料金に切替するために必要な配管図面を記載した竣工届が指定給水装置工事事業者から提出されないため、一般用水道料金への切替を保留したまま入居者による使用が始まった。上下水道局では、再三にわたり指定給水装置工事事業者に対し竣工届の提出を指導してきたが、指定給水装置工事事業者からは、『実際に工事を行っている施工事業者が倒産状態にあり連絡が取れないため、竣工届の提出ができない。』旨の説明を受け、切替ができない状況が続いており、臨時用水道料金の名義人である施工事業者の料金未納が継続している。今回の事案を受けて市顧問弁護士と協議を行い、給水契約の始期について竣工届の提出が給水契約の要件にはならないとの見解が示されたことから、入居者から使用開始届の提出があった時点で給水契約が成立したものとし、施工事業者の経営実態の調査も進めながら、未収債権の取扱について速やかに対応を進めていく。」旨の説明を受けました。 令和元年11月には入居者から使用開始届の提出があったにもかかわらず、上下水道局内部の取扱により現時点まで一般用水道料金への切替を保留し、施工事業者名義の未収金額が増え続けたことについては、上下水道局の怠慢と受け取られかねません。当該未収債権については、これまでの経緯も踏まえ、事案の整理を行った上で、速やかに対応してください。	臨時用水道料金の未納を防ぐため、早期に追徴金を請求し、竣工までに滞納を減らす取組を行っています。 また、工事の竣工状況を把握するため、局内で情報を共有しつつ、一般用水道料金への切替については、指定業者からの竣工届と入居者からの開栓届を平行して行ってもらよう取り組んでいます。 なお、指摘のあった未収債権については、令和4年8月25日に竣工検査を行い一般用水道料金に切替を行うとともに、これまでの滞納分については、指定給水装置工事事業者へ納付を依頼するなど取組を進めています。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	5	上下水道局(水道)		配水管等の修理代金に係る債権管理について	道路工事、家屋の建築、解体工事等により、配水管、給水管等の水道施設を破損した場合、通常は原因者が修繕業者に依頼して修繕を行います。原因者が修繕業者に依頼できない場合は、上下水道局に修繕依頼を行うことがあります。この場合、通年で発生する漏水修繕業務について単価契約している修繕業者が一旦上下水道局の負担とすることで修繕を行っています。修繕に要した費用については、後日上下水道局が原因者に請求書、納付書等を郵送し、納付期限を過ぎても納付がない場合は納付書を再送し、電話連絡及び登録住所への訪問により催告を行っています。 この債権の種類は、工事修繕委託に伴う私債権です。なお、令和3年度末時点の全体の未收件数及び金額は5件、12万円であり、令和3年度不納欠損処理件数及び金額は3件、9万円です。 宝塚市水道事業給水条例において、「修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。」と規定されており、上下水道局が原因者の代わりに、通年で発生する漏水修繕業務について単価契約した修繕業者に依頼して修繕を行い、修繕に要した費用を原因者に後日請求するのは、未収金に係る電話催告、納付書の再送付等、上下水道局において様々な事務経費が発生することとなり、不合理であると考えます。上下水道局は原因者に対して修繕業者の一覧を紹介し、工事内容は確認するものの、実際の修繕に当たっては原因者と修繕業者との間で直接契約する方法で対応すべきと考えます。根本的な制度運用の在り方について検討してください。	他市に修繕費未納の債権に対する運用について調査した結果を参考に宝塚水道工事業協同組合(以下「組合」という。)と協議し、本市での運用方針について検討しました。水道施設を破損させた原因者が、組合に連絡し本市の指定水道工事業者(以下「水道工事業者」という。)と直接契約し修繕した場合、この修繕費は原因者から水道工事業者に支払われるので、本市が一旦負担していた修繕費が発生せず、修繕費納入の督促等が必要なくなるので、不良債権や事務経費が発生しないというメリットがあります。しかし、いつ起こるかわからない修繕に対して、組合が無償で水道工事業者を待機させておくことは難しく、また本市は待機中の水道工事業者が修繕を行うので、原因者が水道工事業者に直接修繕費を支払った場合、経理上の整理が必要となります。この様な状況を踏まえ、他市や他のライフライン事業者等の事例を調査・研究しつつ引き続き制度運用の在り方について検討していきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	6	上下水道局(下水道)		経営状況について	中長期の経営見通しでは、「収入の柱である下水道使用料は、水洗化人口の減少により微減で推移する。支出については、支払利息は減少していくものの、昨今の燃料費高騰による影響で費用が増加する見込みである。また、その他の費用は削減が難しく、流域下水道に参画しているため、今後も、毎年度ほぼ一定の汚水処理負担金を負担し続ける必要がある。下水道使用料が減少する一方、汚水処理負担金などに一定の負担が必要であるため、純利益は年々減少していくと見込んでいる。建設改良費については、予防保全に重点をおいたストックマネジメントを実施し、更新費用の削減に努める。」旨の説明を受けました。今後の一般会計からの繰入金については、「減少していくと見込んでいる。」旨の説明を受けました。 宝塚市下水道ビジョン2025では、経費回収率(使用料単価を汚水処理原価で割り100を乗じたもの。)を令和7年度までに100%以上とすることを目標としていますが、令和3年度決算値における汚水処理原価は112.3円/㎡、使用料単価は96.6円/㎡で、1㎡あたり15.7円の損失が生じており、目標達成のためには下水道使用料の改定が必要になります。下水道使用料の改定の考え方については、「経費回収率100%以上は目標として掲げるべき数値ではあるが、使用料単価が汚水処理原価と均衡する水準まで下水道使用料の改定を行う場合、かなり大きな改定率となるため、改定する場合に経費回収率を考慮するかどうかは、審議会において慎重に審議していただく必要があると考えている。」旨の説明を受けました。 水洗化人口が減少傾向にある中で、下水道使用料収入は減少することが見込まれるとともに、一般会計からの繰入金についても減少が見込まれることから、収益構造の改善に取り組む必要があると考えます。一方で、支出面においては、管路の老朽化対策などを考えると、下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しいといえます。今後とも、なお一層経営の効率化に努めてください。	下水道使用料収入や一般会計からの補助金といった収益的収入の減少や、管路の更新等による収益的支出の増加が見込まれることから、長期的な安定経営を実現するためには一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めていきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	7	上下水道局(下水道)		兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について	平成28年度までの退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされていますが、特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 特別負担金については、「特別負担金の総額を在籍した各会計で年数按分する案で検討しており、令和4年度から調整したいと考えている。」旨の説明を受けました。 また、人事異動に伴う調整については、「市長部局、市立病院及び上下水道局の各担当課長により、特別負担金に対する調整と並行して、人事異動に伴う調整の協議を行っている。人事異動に伴う調整は、『退職時に在籍している会計で給付金を全額計上する』という前提に立ち、『異動時に異動する者の退職給付債務額(異動時の自己都合要支給額)を異動元会計から異動先会計に付け替える』及び『異動時に異動する者の負担金支払累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える』という2つの処理を行う案で検討しており、令和4年度から調整を実施できるよう、引き続き協議を進めたいと考えている。」旨の説明を受けました。 調整の方向性については理解しましたが、前回の調整から5年が経過しており、時間の経過に伴い調整すべき額が増加すると予測されます。調整に難航する場合は、他の調整方法もあることも認識の上、協議を進める必要があると考えます。調整においては、一般会計及び各公営企業会計の全てが影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させるおそれもあるため、少なくとも令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で合意まで到達し、将来に疑問を残さないよう、合意内容については必ず文書による確認をしてください。	特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整を早期に行う必要があると認識しています。令和4年度中に市長部局、市立病院及び上下水道局の3者で協議し、文書により確認します。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	8	上下水道局(下水道)		宝塚市下水道事業経営戦略について	中間見直し後の下水道経営戦略において示された各数値及び実績値について取組状況を確認したところ、経営健全化に向けた取組については、令和3年度の実績額は中間見直し後の見込効果額をおおむね達成していました。ただし、前期5年間の経営健全化に向けた取組の達成率は92.0%であることに留意して今後の取組を進める必要があると考えます。投資計画については、技術職員の不足等の要因により事業が繰越しとなり、投資計画額に対する実績額が大幅に下回っています。また経営指標についても、多くの項目で実績値が令和3年度の指標に達していない状況です。 計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であると考えます。前期5年間同様、順調に進んでいるとは言えない現状を認識して、事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取組を進めてください。	計画期間終了まで残り4年となり、依然として厳しい状況であり、順調に進んでいるとは言えないと認識しています。事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き堅実に取組を進めていきます。
4	決算	9	上下水道局(下水道)		宝塚市下水道ストックマネジメント計画について	令和3年度の実績がゼロとなった理由について確認したところ、「管渠改築詳細設計を実施してからの工事発注となり、年度内に工事が完了せず、繰越事業となったためである。令和4年度から執行体制の見直しを行っており、引き続き国からの交付金の獲得に努めながら、最終年度である令和7年度には進捗率が100%となるよう管渠改築を進める。」旨の説明を受けました。また、具体的な執行体制見直しの内容については、「ストックマネジメント計画に従事する職員の総数は変わらないが、担当者2名を技術職員へ置き換えをした。」旨の説明を受けました。 令和4年度において技術職員の追加配置がされていますが、計画を達成するには更に執行体制をそれ相応に強化する必要があると考えます。令和7年度に第1期のストックマネジメント計画が確実に達成できるよう鋭意取り組んでください。 また、ストックマネジメント計画を下水道経営戦略に反映させる時期について、「今後も改定の可能性があるため、どの時点で下水道経営戦略に盛り込むかは慎重に決定したいと考えている。」旨の説明を受けています。ストックマネジメント計画をより確実に進めるためにも、下水道経営戦略に速やかに反映させるよう検討してください。	第1期の下水道ストックマネジメント計画について、管渠改築工事では、路線ごとあるいは同一地区内を一体化した発注形態を検討し、また発注時期を計画的に設定することで、計画延長を確実に達成できるよう取り組みます。 ストックマネジメント計画の下水道事業経営戦略への反映については、下水道事業経営戦略において正確な財政収支を見込むために必要と認識していますが、近年の資材価格の高騰等の社会経済情勢が現計画に及ぼす影響も十分に考慮しながら、検討を進めていきたいと考えています。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	10	上下水道局(下水道)		有収率、不明水対策について	令和3年度については、年間総処理水量は前年度に比べ747,728㎡増加し、年間有収水量は前年度に比べ286,139㎡減少した結果、不明水が前年度に比べ1,033,867㎡増加しています。有収率は令和2年度に前年度に比べ6.1ポイント減少し、令和3年度には更に3.0ポイント減少した結果、77.7%となっています。有収率の低下は不明水を含む処理費用の増加につながっています。速やかに不明水侵入対策を進め、有収率の向上に努めてください。	武庫川右岸地区における公共下水道から流域下水道への接続点は4地点あり、不明水対策として令和4年12月末完了の予定で流量計2基を新たに設置します。これにより武庫川右岸地区における全汚水量を4地点の流量計から測定することができ、各接続点における処理区域内の汚水量と有収水量との比較、晴天時と雨天時の流量比から、不明水侵入エリアを絞り込むことが可能になると考えています。エリアを特定した後、できる限り速やかに適切な改築・修繕を実施し、有収率の向上に取り組みます。
4	決算	11	上下水道局(下水道)		滞納処分に係る事務手続きについて	令和3年度の財産調査の実施状況について確認したところ、「一部の下水道使用料に関する債権について7人の財産調査を実施し、うち4人が有資力であったため、特別郵便で催告を行った結果、3人から自主納付があり、残り1人については有資力であるにもかかわらず納付に応じないため、やむなく令和4年度に入って差押えを執行した。今後も、対象者については財産調査を定期的に行い、納付に応じない者に対しては差押えを執行し、不納欠損額の減少に向けて取り組む。」旨の説明を受けました。 積極的な財産調査の実施により、滞納者からの自主納付等につながったことは評価できます。今後も引き続き適切な債権管理に努めてください。	一部の下水道使用料の滞納者については、財産調査を定期的の実施し、有資力者に対しては文書催告や電話催告を行いながら自主納付を促すとともに、納付に応じない者に対しては、滞納処分を行うなど適切な債権管理に努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4		12	市立病院		経営状況について	新型コロナウイルス感染症の影響による患者数減少は一定やむを得ないと考えますが、医業収支改善のためには入院患者数を増加させることが必須であると考えます。今後も地域医療機関との連携強化を図り、紹介患者を増やすなど、引き続き新規患者の獲得に取り組んでください。一方、入院患者1人1日当たりの診療収入はクリニカルパスの見直し等の成果により、入院単価が大幅に増加していることは評価できますが、患者数とのバランスが適切なものであるか検証し、効果的な病床運営に取り組んでください。 「宝塚市立病院が目指す病院像」において、今後は建替えに向けた議論を進めていく必要があり、病床数を350床として建て替えた場合の新病院開院後の収支シミュレーションでは、「4年目以降は黒字を確保できる見込みである。」と示されていますが、これは入院単価65,000円、病床稼働率87.4%(1日当たりの入院患者数305.9人)の達成を前提条件として算出しており、近年の実績からは収支シミュレーションで示されている前提条件を達成することは容易ではないとの印象を受けます。今後も医業収益を高めるための取組を強化し、収支が安定した着実な病院経営に努めてください。	「宝塚市立病院が目指す病院像」においては、収支の黒字化と建替え必要資金の確保に向けて策定した資金不足等解消計画を示したうえで、計画の実現に向けた取組方針を定めています。加えて、入院収益の確保が経常黒字化の最優先課題であると認識していることを明記しました。 現下も入院収益の増収を目指し、更なる入院単価の向上並びに地域の医療機関との連携強化にも取り組んでいます。入院単価は順調に上向きに推移しているものの、入院患者数は、地域連携の取組強化に関わらず、目標に大きく及ばない状況です。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大も目標達成を阻む要因ではありますが、入院患者の増加に向けては、業務プロセスの見直しやマンパワーの再配分や増員等を検討、実施して、目標達成を引き続き目指していきます。
4		13	市立病院		診療科別損益計算書について	厳しい経営状況下において、正しい経営判断を行うためには、損益構造の異なる診療科や管理部門を一括りにした病院事業全体の収支状況や年度別の変化だけではなく、各診療科の状況を的確に把握し分析することは欠かせないものと考えます。 そのために必要となる診療科別損益計算書を速やかに作成し、経営分析や経営計画の進捗管理に役立てるよう努めてください。	科別損益計算書の意義は意見書のとおり認識しています。 令和3年度の科別損益計算書の作成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に病棟を閉鎖したことや、各部門のシステム変更による抽出データのレイアウト変更による手戻り等により、損益計算書作成システムの運用においてエラーが多発しました。 診療科別損益計算書作成業務が正常に運用できるよう、その都度システム会社と調整を図っており、現在、診療科別損益計算の完成に向けて最終段階の調整を行っています。 次年度の作成については、事前に使用するデータの規格を経営統括部内で共有し、作業の手戻りがないようにして、早期の科別損益計算書の作成に努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	14	市立病院		時間外勤務の状況について	新型コロナウイルスの対応に関連して、病院全体として一時的に業務量が増加することは一定やむを得ないと考えますが、コロナ禍の厳しい状況の中、職員の健康管理にも十分に配慮しながら乗り切るためには、これらの業務に当たる臨時的な人員を確保することも必要ではないかと考えます。 個々の職員への業務配分や職種による職員数の不均衡の解消、業務効率化の可能性等についても十分な検証を行い、引き続き時間外勤務の削減に取り組んでください。	新型コロナウイルス関連業務(発熱外来、帰国者・接触者外来)に対応するため、8月下旬から発熱外来に派遣社員を配置しています。11月1日現在、派遣社員を3名まで増員し、職員の負担軽減に努めています。 また、10月1日付で事務職員1名を採用し、また、来年4月1日付での事務職員2名の採用を予定しており、引き続き病院による職員の採用や、業務効率化の向上についても検証を行い、時間外勤務の削減に取り組めます。
4	決算	15	市立病院		債権管理について	債権管理台帳を確認したところ、管理事項である督促年月日や時効完成日、交渉記録等が適切に記録されていないものがありました。適正かつ一元的に債権管理を行うため、速やかに台帳を整備してください。 令和3年度中の債権放棄額上位10人に係る債権放棄に至る経緯及びその理由を見ると、うち6人について消滅時効の完成によって債権放棄していますが、未収金回収契約弁護士事務所(以下「弁護士事務所」という。)から回収不能である旨の報告を受けて以降、債権放棄まで臨戸訪問等の対応をしていませんでした。弁護士事務所の業務記録を見ると、弁護士事務所の対応としては、警告書、分割提案書等の文書送付と電話による催告を一定繰り返し行い、これらに反応がない場合は回収不能として市に報告していることから、病院自らも真に回収不能であるか調査することは必要ではないかと考えます。 債権管理においては、債権放棄前に必ず臨戸訪問をするなど、滞納者の生活実態の把握に努め、安易な債権放棄とならないよう未収金対策に取り組んでください。	業務の効率化とより適切な債権管理のため、新たな債権管理システムを導入する過程で一部のデータに移行漏れがありました。これらの移行漏れについては既に是正、整備して、債権管理台帳の一元化を完了しています。 また、今年度末で債権放棄が予測される高額な未収金を有する案件について、下半期に臨戸訪問を行い債権回収に努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	決算	16	市立病院		施設の老朽化対策について	これまで宝塚市立病院長期保全計画(以下「保全計画」という。)に基づき計画的な施設保全を行ってきましたが、配管設備の劣化に伴う改修については保全計画には含まれておらず、市立病院は令和4年度で築38年が経過し、近年、配管設備の劣化に起因する漏水事故等が頻発しており、配管設備の老朽化について抜本的な対応を迫られています。このような状況を踏まえ、令和3年度に実施した配管設備劣化調査外業務委託では、「早期に更新を行わなければ、施設の使用に重大な影響が発生することが危惧される。」と報告されました。また、目指す病院像では、「配管更新工事に要する工期・工事費、診療・入院休止に伴う影響、配管以外の建物や設備の機能面での劣化状況を総合的に勘案すると、今後、配管更新工事ではなく、建替えに向けた議論を進めていく必要がある。」と示されています。施設の老朽化対策について今後の方向性を確認したところ、「今後の改修は、設備の老朽化の状況、故障したときの影響、現施設の使用期間を考慮し、更新が必要なものについて優先順位を付け実施する。」旨の説明を受けました。 病院の建替えに向けた議論が今後進められると考えますが、新病院の開院に要する期間として、仮に現地建替えとした場合のスケジュールであっても、基礎調査から新病院が開院するまで8年近くを要すると見込まれています。それまでの間、現在の建物設備の老朽化状況を踏まえ、施設の適切な保全を実施することが必要です。また、病院経営に大きな影響を及ぼすため、予防保全が必要なものについて、優先順位を付けた計画を策定し、その費用については資金不足解消計画における収支計画の中に盛り込むとともに、今後の病院建替えの方向性を検討する際には、この収支計画を踏まえ慎重に検討していく必要があると考えます。 今後も市民が必要とする医療を継続して提供できるよう、施設の適切な維持保全に努めてください。	施設の適切な維持保全については、現時点で建替時期が決定されていませんが、患者に直接影響する設備を最優先に予防保全を行っていく必要があると考えています。 特に、病棟の配管については劣化が著しく、今後の病棟運営に支障が出ることが予測されるため、必要最低限の更新工事を計画するとともに、院内の重要な空調設備、熱源機器についても更新工事の計画を策定します。 なお、これらの更新工事を実施する場合には、毎年度の決算を踏まえて見直している資金不足等解消計画に盛り込んでいきます。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。